

広島県告示第九百二十四号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第二十七条第二項の規定によって、次のとおり広島県歯科医師国民健康保険組合（以下「組合」という。）の規約の変更を認可した。

平成二十三年十月十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 変更のあった事項

組合員の範囲

二 変更内容

組合規約第六条第一項組合員の範囲を、社団法人広島県歯科医師会の会員であつて、組合の地区内に住所を有する者とする。

三 認可年月日

平成二十三年八月十九日